

特定工場における公害防止組織の
整備に関する法律のしおり

令和 8 年 4 月

佐世保市 環境部 環境保全課

目 次

I	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律について . . .	1
II	公害防止組織の体系について	3
III	届出制度について	6
IV	参考資料	11

I 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律について

1 法律の内容

法律に定める業種に属し、かつ法律に定める施設を持つ工場（特定工場）を設置する事業者は、その施設の種類や規模、従業者数に応じて、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者を選任することが義務付けられています。

2 対象となる業種について

- ① 製造業（物品の加工業を含む）
- ② 電気供給業
- ③ ガス供給業
- ④ 熱供給業

3 対象となる施設について

特定工場の種類				選任する公害防止管理者の種類	有資格者の種類
大気関係	ばい煙発生施設	大気汚染防止法施行令別表第1の9、又は14～26の項に掲げる施設（大気関係有害物質発生施設、別表1）	排出ガス量が40,000 Nm ³ /h以上の工場	大気関係第1種	大気関係第1種
			排出ガス量が40,000 Nm ³ /h未満の工場	大気関係第2種	大気関係第1・2種
		大気汚染防止法施行令別表第1のうち、上記以外のもの（別表1）	排出ガス量が40,000 Nm ³ /h以上の工場	大気関係第3種	大気関係第1・3種
			排出ガス量が10,000 Nm ³ /h以上40,000 Nm ³ /h未満の工場	大気関係第4種	大気関係第1～4種
	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げるすべての施設（別表2）	一般粉じん関係	大気関係第1～4種、特定粉じん関係、一般粉じん関係	
	特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げるすべての施設（別表3）	特定粉じん関係	大気関係第1～4種、特定粉じん関係	
水質関係	汚水等排出施設	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設（水質関係有害物質発生施設、別表4）	排出水量が10,000 m ³ /日以上以上の工場	水質関係第1種	水質関係第1種
			排出水量が10,000 m ³ /日未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場	水質関係第2種	水質関係第1・2種
		同法施行令第3条に掲げる汚水等排出施設のうち、上記に掲げる施設以外の汚水等排水施設（別表4）	排出水量が10,000 m ³ /日以上以上の工場	水質関係第3種	水質関係第1・3種
			排出水量が1,000 m ³ /日以上、10,000 m ³ /日未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場	水質関係第4種	水質関係第1～4種

III 届出について

1 届出制度

公害防止統括者や公害防止管理者等を選任または解任したときは、以下に示す届出が必要です。

届出名称	添付書類等	選任時期	届出時期
公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任（死亡・解任）届出書	なし	選任すべき事由が発生した日から30日以内	選任（死亡・解任）した日から30日以内
公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任（死亡・解任）届出書	「選任届出書のみ」 選任された者の国家試験合格証書又は資格認定講習修了証書の写し	選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任	選任（死亡・解任）した日から30日以内
公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任（死亡・解任）届出書			
承継届出書 ※相続又は合併により特定事業者の地位を承継した時	承継の事実を証する書類（様式3の3による書面、様式3の4による書面、戸籍謄本、法人の登記事項証明書等）		承継の日から30日以内

※各種様式は、佐世保市ホームページ「環境保全課に係る届出様式・資料等ダウンロード」からダウンロードできます。

URL：<https://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/downloadyoushiki.html>

2 提出方法

(1) 窓口・郵送で提出

提出部数 2部（1部は写しで可）

提出先 〒857-0851

長崎県佐世保市稲荷町1番8号 佐世保市環境センター

佐世保市 環境部 環境保全課

届出様式 各種様式は、以下URL又は二次元コードにてご案内しております。

(2) インターネットで提出

来所不要で24時間いつでも利用できるオンライン申請が可能です。オンライン申請の手続きは、以下URL又は二次元コードにてご案内しております。

【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する届出】

(URL：https://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/todokede_kougaiouboushi.html)



IV 参考資料

別表 1 公害防止組織法に係るばい煙発生施設一覧（番号は大気汚染防止法施行令別表第 1 に対応）

番号	ばい煙発生施設	大気関係有害物質発生施設以外	大気関係有害物質発生施設	
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であること。		
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 1 日当たり 20 t 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であること。		
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する培焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14 の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 t/h 以上であること。		
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）転炉及び平炉（14 の項に掲げるものを除く。）			
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が、200 kVA 以上であること。		
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉			
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉			
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200 kg/h 以上であること。		
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6 L/h 以上であること。		
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であること。		左記のうち、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 の項に掲げるものを除く。）			
11	乾燥炉（14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。）			
12	製鉄、製鋼又は合金鉄、若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が、1,000 kVA 以上であること。		
13	（対象外施設）			
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する培焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉		原料の処理能力が 0.5 t/h 以上であるか、火格子面積が 0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20 L/h 以上であること。	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設		容量が 0.1 m ³ /h 以上であること。	
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設		原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が 50 kg/h 以上であること。	
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3 L/h 以上であること。	

番号	ばい煙発生施設	大気関係有害物質発生施設以外	大気関係有害物質発生施設
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）		原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が 50 kg/h 以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉		電流容量が 30 kA 以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉		原料として使用する燐鉱石の処理能力が 80 kg/h 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 kL/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）		伝熱面積が 10 m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1 kW 以上であること。
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉		原料の処理能力が 80 kg/h 以上であるか火格子面積が 1 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であること。
24	鉛の第 2 次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40 kVA 以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 kVA 以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 m ³ /h 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 kVA 以上であること。	
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100 kg/h 以上であること。	
28	コークス炉	原料の処理能力が 20 t/日以上であること。	
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/h 以上であること。	
30	ディーゼル機関		
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 35 L/h 以上であること。	
32	ガソリン機関		

別表 2 公害防止組織法に係る一般粉じん発生施設一覧（番号は大気汚染防止法施行令別表第 2 に対応）

番号	一般粉じん発生施設	
1	コークス炉	原料処理能力が 50 t/日以上であること。
2	鉱物（コークスを含み石綿を除く。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75 cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 m ³ 以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75 kW 以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15 kW 以上であること。

別表3 公害防止組織法に係る特定粉じん発生施設一覧（番号は大気汚染防止法施行令別表第2の2に対応）

番号	一般粉じん発生施設	
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7 kW以上であること。
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2 kW以上であること。
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿孔機	
備考	この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。	

別表4 公害防止組織法に係る汚水等排出施設一覧（番号は水質汚濁防止法施行令別表第1に対応）

番号	水質関係有害物質排出施設以外	水質関係有害物質排出施設
1	(対象外施設)	
1の2	(対象外施設)	
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ：湯煮施設	
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：水産動物原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：脱水施設 ニ：ろ過施設 ホ：湯煮施設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：圧搾施設 ニ：湯煮施設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：湯煮施設 ニ：濃縮施設 ホ：精製施設 ヘ：ろ過施設	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設（流送施設を含む。） ハ：ろ過施設 ニ：分離施設 ホ：精製施設	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ：搾汁施設 ニ：ろ過施設 ホ：湯煮施設 ヘ：蒸りゅう施設	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：圧搾施設 ニ：真空濃縮施設 ホ：水洗式脱臭施設	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：圧搾施設 ニ：分離施設	
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：分離施設	

14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料浸せき施設 □：洗浄施設（流送施設を含む。） ハ：分離施設 ニ：渋だめ及びこれに類する施設	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：ろ過施設 ハ：精製施設	
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：湯煮施設 ハ：洗浄施設	
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：水洗式脱臭施設 □：洗浄施設	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：まゆ湯煮施設 □：副蚕処理施設 ハ：原料浸せき施設 ニ：精練機及び精練そう ホ：シルケツト機 ヘ：漂白機及び漂白そう ト：染色施設 チ：薬液浸透施設 リ：のり抜き施設	左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するもの
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：洗毛施設 □：洗化炭施設	
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：湿式紡糸施設 □：リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ：原料回収施設	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：湿式パーカー □：接着機洗浄施設	
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：湿式パーカー □：薬液浸透施設	左記のうち、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するもの
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料浸せき施設 □：湿式パーカー ハ：碎木機 ニ：蒸解施設 ホ：蒸解廃液濃縮施設 ヘ：チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト：漂白施設 チ：抄紙施設（抄造施設を含む。） リ：セロハン製膜施設 ヌ：湿式繊維板成型施設 ル：廃ガス洗浄施設	
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：自動式フィルム現像洗浄施設 □：自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するもの
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：ろ過施設 □：分離施設 ハ：水洗式破碎施設 ニ：廃ガス洗浄施設 ホ：湿式集じん施設	左記のうち、ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するもの
25		水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：塩水精製施設 □：電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：洗浄施設 □：ろ過施設 ハ：カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ：群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するもの

27	<p>前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：ろ過施設 ロ：遠心分離機</p> <p>ハ：硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>ニ：活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>ホ：無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</p> <p>ヘ：青酸製造施設のうち、反応施設</p> <p>ト：よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>チ：海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</p> <p>リ：バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ヌ：廃ガス洗浄施設 ル：湿式集じん施設</p>	<p>左記のうち、水質汚濁防止法施行令に掲げる有害物質又はこれらを含む物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するもの</p>
28	<p>カーバ이트法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：湿式アセチレンガス発生施設</p> <p>ロ：さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設</p> <p>ハ：ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設</p> <p>ニ：アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設</p> <p>ホ：塩化ビニルモノマー洗浄施設</p> <p>ヘ：クロロプレンモノマー洗浄施設</p>	<p>左記のうち、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するもの</p>
29		<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ：静置分離器</p> <p>ハ：タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：原料処理施設 ロ：蒸りゆう施設 ハ：遠心分離機</p> <p>ニ：ろ過施設</p>	
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設</p> <p>ロ：ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>ハ：フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>	<p>左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するもの</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：ろ過施設</p> <p>ロ：顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</p> <p>ハ：遠心分離機 ニ：廃ガス洗浄施設</p>	<p>左記のうち、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するもの</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：縮合反応施設 ロ：水洗施設 ハ：遠心分離機</p> <p>ニ：静置分離器</p> <p>ホ：弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設</p> <p>ヘ：ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設</p> <p>ト：中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>チ：ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>リ：廃ガス洗浄施設 ヌ：湿式集じん施設</p>	<p>左記のうち、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1・4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するもの</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：ろ過施設 ロ：脱水施設 ハ：水洗施設</p> <p>ニ：ラテックス濃縮施設</p> <p>ホ：スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>	<p>左記のうち、テトラクロロエチレンを含む物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するもの</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ：蒸りゆう施設 ロ：分離施設 ハ：廃ガス洗浄施設</p>	<p>左記のうち、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するもの</p>

36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：廃酸分離施設 □：廃ガス洗浄施設 ハ：湿式集じん施設	
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：洗浄施設 □：分離施設 ハ：ろ過施設 ニ：アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ：アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ヘ：アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト：イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ：エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ：ニ－エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ヌ：シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル：トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ：ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ワ：プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ：メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 コ：メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するもの
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料精製施設 □：塩析施設	
38の2		界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四－ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：脱酸施設 □：脱臭施設	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設	
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：洗浄施設 □：抽出施設	左記のうち、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するもの
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：石灰づけ施設 ハ：洗浄施設	
43		写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：脱水施設	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設	
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：水洗施設 □：ろ過施設 ハ：ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1・4－ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するもの
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：動物原料処理施設 □：ろ過施設 ハ：分離施設 ニ：混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1・4－ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するもの

48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	左記のうち、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するもの
49	農薬製造業の用に供する混合施設	
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	左記のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1・4-ジオキサンを試薬の製造の用に供するもの
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：脱塩施設 □：原油常圧蒸りゆう施設 ハ：脱硫施設 ニ：揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ：潤滑油洗浄施設	左記のうち、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するもの
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：洗浄施設 □：石灰づけ施設 ハ：タンニンづけ施設 ニ：クロム浴施設 ホ：染色施設	
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：研磨洗浄施設 □：廃ガス洗浄施設	左記のうち、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはほう素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するもの
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：抄造施設 □：成型機 ハ：水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：水洗式破碎施設 □：水洗式分別施設 ハ：酸処理施設 ニ：脱水施設	左記のうち、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するもの
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：水洗式破碎施設 □：水洗式分別施設	
60	（対象外施設）	
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：タール及びガス液分離施設 □：ガス冷却洗浄施設 ハ：圧延施設 ニ：焼入れ施設 ホ：湿式集じん施設	左記のうち、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するもの
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう □：電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ：焼入れ施設 ニ：水銀精製施設 ホ：廃ガス洗浄施設 ヘ：湿式集じん施設	左記のうち、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するもの
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：焼入れ施設 □：電解式洗浄施設 ハ：カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ：水銀精製施設 ホ：廃ガス洗浄施設	左記のうち、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するもの
63の2	（対象外施設）	
63の3		石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ：タール及びガス液分離施設 □：ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	左記のうち、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するもの

65	酸又はアルカリによる表面処理施設	左記のうち、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するもの
66	電気めっき施設	左記のうち、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するもの
66の2		エチレンオキシド又は一・四－ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3 ～ 71の4	(対象外施設)	
71の5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72 ～ 74	(対象外施設)	